

# 実習用通学証明書発行手続きについて

通学証明書は、現住所から保健学科(保健学研究科)までの発行となりますが、臨地・臨床実習において、1ヵ月(4週間)以上同じ施設へ実習に行く場合は、大学から各交通機関に実習用通学定期券購入申請をし、許可されれば通学証明書を発行することができます。

希望する方は、実習開始5週間前までに「臨地・臨床実習用通学証明書申請書」を提出してください。(大学からの申請は、実施の1ヶ月前までと交通機関から指導されています。)

なお、1ヶ月の通学定期券の購入となりますので、6週間の実習の場合は、残り2週間は回数券等を使用してください。

また、実習用通学証明書については、記入項目を確認上、通学定期券購入の際に必要な事項を記入してください。

# 名谷キャンパス以外で学修・研究する学生 (学部1年生を除く)の通学証明書について

通常、現住所から保健学研究科・保健学科（名谷）までの区  
間以外の通学定期券を購入することはできませんが、保健学研  
究科・保健学科以外の場所で毎日、学修・研究する場合は、大  
学から各交通機関に依頼をして、許可されれば購入することが  
可能となります。(学期ごとの申請となり、6ヶ月定期券の購入)

希望者は、購入希望日の5週間前に教務学生係へ申し出てく  
ださい。(大学からの申請は、実施の1ヶ月前までと交通機関か  
ら指導されています。)

## 【例】

- ・ 指導教員の研究室等の関係で、神戸大学医学部附属病院に  
おいて、毎日、学修・研究を行う場合。
- ・ 神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センターにおいて、  
毎日、研究を行う場合。

保健学研究科教務学生係